

『万葉集』末四卷について

針原孝之

(一)

『万葉集』卷十七から卷二十までの四卷を家持の歌日誌と称しているが、この四卷にはどのような特色があるのか、表現の特色は何か、四卷の編纂意識などについて検討していくことにする。

(二)

『万葉集』卷十七から卷二十までの四卷は部立を立てないで年代順に配列してある。四卷の年号と歌数などは次の通りである。

天平二年 (七三〇) 十一月

天平十年 (七三八)

天平十二年 (七四〇)

卷十七 一四二首 (長歌一四・短歌一二七・旋頭歌二)

三八九〇番、四〇三一一番 二年二カ月間

天平十三年（七四一）

天平十六年（七四四）

天平十八年（七四六）

天平十九年（七四七）二月

天平二十年（七四八）三月

天平二十一年（七四九）二月

天平勝宝二年（七五〇）三月

天平勝宝三年（七五一）

天平勝宝四年（七五二）

天平勝宝五年（七五三）二月

天平勝宝五年（七五三）五月

天平勝宝六年（七五四）

天平勝宝七年（七五五）

天平勝宝八年（七五六）

天平寶字元年（七五七）

天平寶字二年（七五八）

天平寶字三年（七五九）一月

卷十八 一〇七首（長歌一〇・短歌九七）

四〇三三番（四二三八番）二年間

卷十九 一五四首（長歌二三・短歌一三二）

四二三九番（四二九二番）三年間

卷二十 五三四首（長歌六・短歌二一六）

四二九三番（四五二六番）五年八カ月間

この表で理解できるように、卷十七は天平二年（七三〇）十一月から天平十六年（七四四）までは卷十六までの補遺としての歌三二首が収められており、天平十八年（七四六）から天平二十年までの二年一ヶ月間に詠まれた歌一一〇首が収められている。卷一七には一四二首（長歌一四首、短歌一二七首、旋頭歌一首）が所収。卷十八は天平二十年（七四八）三月二十三日から天平勝宝二年（七五〇）二月十八日までの二年間に詠まれた歌一〇七首（長歌一〇首、短歌九七首）が収められているが欠落の歌がある。卷十九は天平勝宝二年（七五〇）三月一日から天平勝宝五年（七五三）二月二十五日までの三年間に詠まれた歌一五四首（長歌二三首、短歌一三一首）が収められている。卷二十は天平勝宝五年五月から天平宝字三年（七五九）一月一日までの五年八カ月間に詠まれた歌二三四首（長歌六首、短歌二一八首）が収められている。

これらの四卷の歌数を見ると、四卷に平均して歌が配列されているのではない。また四卷の年数も均等割りではなく、卷十七は家持の歌日誌の始まりとする天平十八年から計算すると二年一カ月の間に詠まれた歌を集めたものであり、卷十八は二年間、卷十九は三年間、卷二十は五年八カ月間の歌の蒐集である。

また、年月日について見ると、奥村和美氏（注1）によつて家持の日付について検討され、統一されていないことが述べられている。確認の意味で卷十七から卷二十における四卷について題詞、左注から日付のあるものを拾い出してみると次の通りである。（注2）

（一）題詞に年月日の記載のあるもの

卷十七

3890 天平二年庚午冬十一月、大宰帥大伴卿被レ任_二大納言_一嫌レ職、上レ京之時、僕從等別取_二海路_一入レ京。於レ是悲_二傷羈旅_一、各

陳_二所心_一作歌十首

3900 十年七月七日之夜、独仰_二天漢_一、聊述_レ懷一首

3916 十六年四月五日、独居平城故宅_一作歌六首

3922 天平十八年正月、白雪多零。積地數寸也。於時左大臣橘卿。

3927 大伴宿祢家持以天平十八年閏七月、被任越中國守。即取七月赴任所。於時姑大伴氏坂上郎女贈一家持歌二首

3943 八月七日夜、集于守大伴宿祢家持館宴歌

3983 立夏四月、既經累日、而由未聞霍公鳥喧。因作恨歌二首

3988 四月十六日夜裏、遙聞霍公鳥喧、述懷歌一首

3995 四月廿六日、掾大伴宿祢池主之館、餞稅帳使守大伴宿祢家持宴歌并古歌四首

3999 守大伴宿祢家持館飲宴歌一首 四月廿六日

卷十八

4032 天平廿年春三月廿三日、左大臣橘家之使者造酒司令史田辺福麻呂饗于守大伴宿祢家持館。爰作新歌、并便誦古詠、各

述心緒。

4044 廿五日、往布勢水海、道中馬上口号二首

4066 四月一日、掾久米朝臣広繩之館宴歌四首

4085 天平感宝元年五月五日、饗東大寺之占墾地使僧平榮等。于時守大伴宿祢家持送酒僧歌一首

4086 同月九日、諸僚會少目秦伊美吉石竹之館飲宴。.....。

4116 国掾久米朝臣広繩、以天平廿年、附朝集使入京。其事畢而、天平感宝元年閏五月廿七日、還到本任。仍長官之館設詩酒宴樂飲。於時主人守大伴宿祢家持作歌一首并短歌

4122 天平感宝元年閏五月六日以來、起小阜、百姓田畝稍有凋色也。至于六月朔日、忽見雨雲之氣。仍作雲歌短歌一絕

4136 天平勝宝二年正月二日、於國序給饗諸郡司等宴歌一首

卷十九

4139 天平勝寶二年三月一日之暮、眺燭春苑桃李花作二首

4142 二日、攀柳黛思京師歌一首

4151 三日、守大伴宿祢家持之館宴歌三首

4154 八日、詠白大鷹歌一首并短歌

4159 季春三月九日、擬出舉之政、行於旧江村、道上屬目物花之詠、并興中所作之歌過涉谿埼、見巖上樹歌一首樹

名都万麻

4171 廿四日立夏四月節也。因此廿三日之暮、忽思霍公鳥曉喧声作歌二首

4177 四月三日、贈越前判官大伴宿祢池主霍公鳥歌、不勝感旧之意述懷一首并短歌

4187 六日、遊覽布勢水海作歌一首并短歌

4199 十二日、遊覽布勢水海、船泊於多祀湾、望見藤花、各述懷作歌四首

4207 廿二日、贈判官久米朝臣広繩霍公鳥怨恨歌一首并短歌

4222 九月三日宴歌二首

4229 天平勝寶三年

4238 二月二日、會集于守館宴作歌一首

4245 天平五年、贈入唐使歌一首并短歌 作主未詳

4248 以七月十七日遷任少納言。仍作悲別之歌、贈貽朝集使據久米朝臣広繩之館二首

4250 便附大帳使、取八月五日應入京師。因此以四日、設國厨之饌於介內藏伊美吉繩麻呂館饌之。于時大伴宿祢

家持作歌一首

4251 五日平旦上道。仍國司次官已下諸僚皆共視。送……。

4257 十月廿二日、於左大弁紀飯麻呂朝臣家宴歌三首

4260 壬申年之亂平定以後歌二首

4262 閏三月、於衛門督大伴古慈悲宿祢家、餞之入唐副使同胡麻呂宿祢等歌一首

4269 十一月八日、在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四首

4273 廿五日新嘗會肆宴応詔歌六首

4279 廿七日、林王宅、餞之但馬按察使橘奈良麻呂朝臣宴歌三首

4282 五年正月四日、於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首

4285 十一日、大雪落積、尺有二寸。因述拙懷歌三首

4288 十二日、侍於内裏、聞千鳥喧作歌一首

4289 二月十九日、於左大臣橘家宴、見攀折柳條歌一首

4290 廿三日、依興作歌二首

4292 廿五日作歌一首

卷二十

4295 八月十二日、二三大夫等各提壺酒登高円野、聊述所心作歌三首

4298 六年正月四日、氏族人等賀集于少納言大伴宿祢家持之宅宴飲歌三首

4301 七日、天皇太上天皇大后在於東常宮南大殿肆宴歌一首

4302 三月十九日、家持之庄門楓樹下宴飲歌二首

4304 同月廿五日、左大臣橘卿宴于山田御母之宅歌一首

4321 天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌

4433 三月三日、檢校防人勅使并兵部使人等同集飲宴作歌三首

4442 五月九日、兵部少輔大伴宿祢家持之宅集飲歌四首

4446 同月十一日、左大臣橘卿宴右大弁丹比国人真人之宅歌三首

4449 十八日、左大臣宴於兵部卿橘奈良麻呂朝臣之宅歌三首

4452 八月十三日、在內南安殿。肆宴歌二首

4454 十一月廿八日、左大臣集於兵部卿橘奈良麻呂朝臣宅宴歌一首

4455 天平元年班田之時、使葛城王從山背國贈薛妙觀命婦等所歌一首翻二字表

4457 天平勝寶八歲丙申二月朔乙酉廿四日戊申、太上天皇天皇大后幸行於河内離宮、經信以壬子伝幸於難波宮也。三月

七日、於河内国伎人郷馬国人之家宴歌三首

4471 冬十一月五日夜、小雷起鳴、雪落覆庭。忽懷感憐、聊作短歌一首

4472 八日、讚岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈抒麻呂之家宴歌二首

4475 廿三日、集於式部少丞大伴宿祢池主之宅飲宴歌二首

4481 三月四日、於兵部大丞大原真人今城之宅宴歌一首

4483 勝寶九歲六月廿三日、於大監物三形王之宅宴歌三首

4486 天平宝字元年十一月十八日、於內裏肆宴歌二首

4488 十二月十八日、於大監物三形王之宅宴歌三首

4492 廿三日、於治部少輔大原今城真人之宅宴歌一首

4493 二年春正月三日、召侍從堅子王臣等、令侍於內裏之東屋垣下、即賜玉帶肆宴。于時、內相藤原臣奉勅宣。……

4495 六日、内庭仮植_二樹木_一以作_二林帷_一而、為_二肆宴_一歌

4496 二月、於_二式部大輔中臣清麻呂朝臣之宅_一宴歌十五首

4514 二月十日、於_二内相宅_一餞渤海大使小野田守朝臣等_一宴歌一首

4515 七月五日、於_二治部少輔大原今城真人宅_一、餞_二因幡守大伴宿祢家持_一宴歌一首

4516 三年春正月一日、於_二因幡国序_一、賜_二饗国郡司等_一之宴歌一首

(二) 左注に年月日の記載のあるもの

卷十七

3906 右、十二年十二月九日、大伴宿祢書持作。

3908 右、天平十三年二月、右馬頭境部宿祢老麻呂作也。

3921 右六首歌者、天平十六年四月五日、独居_二於平城故鄉旧宅_一、大伴宿祢家持作。

3959 右、天平十八年秋九月廿五日、越中守大伴宿祢家持遥聞_二弟喪_一、感傷作之也。

3964 右、天平十九年春二月廿日、越中国守之館臥_二病悲傷、聊作_一此歌。

3968 沽洗二日、據大伴宿祢池主

3992 右、守大伴宿祢家持作之。
四月廿四日

4020 右四首、天平廿年春正月廿九日、大伴宿祢家持

卷十八

4043 前件十首歌者、廿四日宴作之。

4051 前件十五首歌者、廿五日作之。

4055 前件歌者、廿六日作之。

4092 右四首、十日大伴宿祢家持作之。

4138 二月十八日、守大伴宿祢家持作。

卷十九

4174 右一首、廿七日依_レ興作之。

4184 右、四月五日從_ニ留女之女郎_ニ所_レ送也。

4193 同九日作之。

卷二十

4314 右一首、同月廿八日、大伴宿祢家持作之。

4327 二月六日、防人部領使遠江國史生坂本朝臣人上進歌數十八首。但有_ニ拙劣歌十一首_ニ不_ニ取載_ニ之。

4333 右、二月八日、兵部少輔大伴宿祢家持

4397 右三首、二月十七日兵部少輔大伴家持作之。

4464 右二首、廿日大伴宿祢家持依_レ興作之。

4470 以前歌六首、六月十七日大伴宿祢家持作。

これらの表を見ると、原則的には年号・年数・干支・季節月次という順で記載されているのが万葉集一般の記載方式とい
う。卷十七において具体的に見ると、年月記載のあるものを数えると十例である。その中二八九〇番歌の題詞には、

天平二年庚午冬十一月、大宰帥大伴卿被_レ任_ニ大納言_ニ……（三八九〇）

と記載されて年号・年数・干支・季節月次という順序で書かれているが、次の三九〇〇、三九一六番歌のように年号・干支

を省略したものがある。

十年七月七日之夜、独仰_{二天漢}、聊述_レ懷一首（三九〇〇）

十六年四月五日、獨居_{平城故宅}作歌六首（三九一六）

また、年号・年数・干支の省略した三九八三、三九五五番歌のようなものがある。

四月十六日夜裏、遙聞霍公鳥……（三九八八）

四月廿六日、據大伴宿祢池主之館……（三九九五）

同じ日付のみを記載したものでも、三九九九番歌のように題詞の下に記載したもの、

守大伴宿祢家持館飲宴歌一首（四月廿六日）

がある。このように巻十七の記載を見ても統一されていないことが分かる。

巻十七から巻二十の日付は干支と季節を抜いた簡略な形が多く用いられているようだ。

しかし、奥村和美氏（注3）の指摘のように干支の入った例、

天平勝宝七歳乙未二月、相替遣_{一筑紫}諸国防人等歌（巻二十、四三三二～四四三四題詞）

季節を記す例、

天平廿年春三月廿三日、左大臣橘家之使者造酒司令史田辺福麻呂饗_{一于}守大伴宿祢家持館_一。爰作_{二新歌}、
(巻十八、四〇三二～四〇三六題詞)

などがみられ、記載方式が統一されていないことが分かるのである。

家持の署名について卷十七から卷二十までの四巻についてみると、

越中国守大伴家持（巻十八、四〇七六題詞）

越中守大伴宿祢家持（巻十七、三九三一題詞）

守大伴宿祢家持（巻十七、三九四三題詞）

大伴家持（巻十八、四〇四八左注）

家持（巻二十、四三〇二題詞）

であり、巻十九の巻末の「不称作者名字」の指示する無署名歌もあって不統一であるという。中西氏（注4）はこの官職名併記のことから非家持編纂を説こうとしている。それは、

四巻の形成過程は大きく越中ノートと今城蒐集歌を中心として中間をつき、年次を基準として配列されたものであつたが、池主筆録を主とするノートに先立つ拾遺歌を加えて巻十七が成り、広縄筆録を主とするノートに若干の他の資料を添えて巻十八を成し、今城歌群に先立つ資料を連ね、家持自らのノートを加え、元正御製によつて巻十九、二十を分離させ、かつ全般に補正の筆を染めていったものであった。その第二の作業は宝龜の家持によつて為された。というのである。巻十七から巻二十における非連続、不統一について歌人（作者）の登場についてみることにする。

巻十七の作者について初出順に掲げると、

三野石守、大伴家持、大伴書持、境部老麿、田口馬長、山部赤人（明人）、橘諸兄、紀清人、紀男梶、葛井諸会、大伴坂上郎女、平群女郎、大伴池主、秦八千島、大原高安、土師道良、内蔵縄麿、石川水通、高市黒人、伝誦者に玄勝、大伴池主、三国五百国がいる。

卷十八の作者について初出順に掲げると、

田辺福麿、大伴家持、土師、久米広繩、橘諸兄、元正天皇、河内女王、粟田女王、山上臣（或云、憶良の子）、能登乙美、大伴池主、大伴坂上郎女、内藏繩麿、伝誦者に田辺福麿がいる。

であり、卷十九の作者について初出順に掲げると、

大伴家持、内藏繩麿、久米広繩、久米繼麿・惠行、大伴坂上郎女、光明皇后、三形沙弥、蒲生娘子、県犬養橘三千代、藤原清河、藤原仲麿、多治土作、阿部老人、大伴御行、多治比鷹主、孝謙天皇、聖武天皇、橘諸兄、藤原八束、巨勢奈豆麿、石川年足、文室智奴、藤原永手、船王、大伴黒麿、石上宅嗣、茨田王、道祖王、伝誦者に河辺東人、笠子君、久米広繩、蒲生、高安種麿、船王、中臣清麿、大伴村上、大伴清継がいる。

であり、卷二十の作者について初出順に掲げると、

元正（一説、元明）天皇、舍人親王、大伴池主、中臣清麿、大伴家持、大伴千室、大伴村上、置始長谷、防人（八十一名、姓名省略）、安倍沙弥麿、薩妙觀、石川邑婆、上総国の郡司の妻女、大原今城、母比国人、橘諸兄、船王、安宿王、馬国人、安宿奈杼麿、市原王、伝誦者には山田土麿、安宿王、大原今城、大伴池主がいる。

このように作者名を掲げてみると、官位順となっていない。作者の掲載はいかなるものであつたか分からぬ。歌が詠まれたその時その場に登場する歌人が掲げられたのであろうか。

この形態による分類では、家持の歌日誌はどのような基準で編纂されたのか理解することができないと思う。

(四)

それでは内容による分類はどうであろうか。

卷十七の巻頭は、天平二年十一月三野連石守の作から天平十年、天平十二年、天平十三年、天平十六年と詠まれた年数はとびとびになつており、拾遺の形で五年間に三十二首が詠まれている。それ以後は天平十八年の正月左大臣橘諸兄の歌（三九二二番）から巻十七の最後の「酒を造る歌」（四〇三一番）までが年代順に配列されていて二年一ヶ月間で一一〇首（他に漢詩二）が収められている。この天平十八年正月朔は廢朝、よつて正月の肆宴は何日か不明である。巻十七の家持の歌日誌の冒頭は次のようになっている。

左大臣橘宿祢、詔に応ふる歌一首

降る雪の 白髪までに 大君に 仕へ奉れば 貴くもあるか（三九二二一）

紀朝臣清人、詔に応ふる歌一首

天の下 すでに覆ひて 降る雪の 光を見れば 貴くもあるか（三九二二三）

紀朝臣男梶、詔に応ふる歌一首

山の峠 そことも見えず 昨日も 昨日も今日も 雪の降れば（三九二二四）

葛井連諸会、詔に応ふる歌一首

新しき 年の初めに 豊の稔 しるすとならし 雪の降れるは（三九二二五）

大伴宿祢家持、詔に応ふる歌一首

大宮の 内にも外にも 光るまで 降らす白雪 見れど飽かぬかも（三九二二六）

歌日誌の冒頭に橘諸兄の作品をすえていることは、家持の後見役的役割をもつていた諸兄崇拜への気持ちがあつたからと

言えるだろう。また紀朝臣清人はこの時、従四位下、紀朝臣男梶は従五位下弾正弼で官位順であるが、葛井連諸会はこの時外従五位下で家持（従五位下）より下位であるのに前に配列されているのは何故であろうか。

天平十八年七月頃家持は越中國守として赴任した。着任早々の八月七日はじめて国守の館で宴会が開かれた（三九四三）（三九五五）が、席上十三首が詠まれた。新任国守家持の挨拶の歌で始められ、以降家持と池主は贈答の形で詠んでいる。最後は土師宿祢道良の閉会の辞ともいうべき歌で終わっている。やや儀礼的な感じであるが、望郷を主題として詠んでいる。九月二十五日に弟書持の悲しい死の報告を受け挽歌（三九五七～三九五九）を詠んでいる。天平十八年の詠作について問題となるのは、平群氏女郎の家持宛の相聞十二首（三九三一～三九四二）が一括してあることである。それは作歌時期は異なるが後に整理されて一まとめにしたものを作歌時期は異なるが後に整理されて一まとめにしたものとすると意識が家持に働いていたからであるという。（注5）天平十九年一月ごろから家持は重病を患い、一時は死さえ覚悟するほどであったが、二月半ばには回復に向かったらしく、二月二十日に「忽に枉疾に沈み、殆に泉路に臨む。よりて歌詞を作りて悲しうの緒を申ぶる」歌（三九六一～三九六四）を詠む。

病床に臥す悲しみを吐露した作品であるが、二十九日書状と「悲しうの歌」（三九六五、三九六六）を大伴池主に贈った。家持は大伴一族としての親近感があったのであろうか。

國守赴任後の宴席歌でも歌を詠みかわしている。（池主とは天平十年に橘奈良麻呂宅での集宴に同席して歌を詠んでいる。）池主もまた三月一日書簡と二首（三九六七、三九六八）を贈った。家持は喜んで「更に贈る歌」（三九六七、三九六八）を詠むと池主も書簡と歌（三九七三～三九七五）を詠んだ。越中における二人の交遊は親密なものとなつた。

後世問題となつてゐる「幼年未逕山柿之門」は家持の三月三日の書簡中にある。また卷十七の作品の中で注目されるのは「越中三賦」である。天平十九年三月三十日に詠んだ家持の「二上山の賦」（三九八五～三九八七）、四月二十四日の「布勢の水海に遊覧する賦」（三九九一、三九九二）を家持が詠

むと池主も四月二十六日「布勢の水海に遊覧する賦に敬み和する一首」を詠む。

四月二十七日家持が「立山の賦」(四〇〇〇～四〇〇一)を詠むと池主も「立山の賦に敬みて和する一首」を詠む。この三賦にはすべて題詞の下に次のような注記がある。

この山は射水郡にあり(「立山の賦」)

此の海は射水郡の古江村にあり(「布勢の水海に遊覧する賦」)

此の立山は新川郡にあり(「立山の賦」)

この三賦にだけ注記があるのでなく、次の歌にも注記がある。

あゆの風(越の俗語東の風をいたく吹くらし)奈吳の海人の釣する小舟 潜ぎ隠る見ゆ(四〇一七)

越の海の信濃(浜の名なり)の浜を行き暮らし 長き春日も忘れて思へや(四〇一〇)

雄神川 紅にほふをとめらし 葦付(水松の類)取ると瀬に立たすらし(四〇一一)

四〇一七番歌で東風に「越の俗語、東風をあゆのかぜといへり」と注記したり、越の海の信濃を「浜の名なり」、葦付を「水松の類」と注記している。「越中三賦」は越中の自然の景観を対象として詠物的に歌いあげた作品であり、珍しいものに注記しているのは、都への手土産的な作品であったのであろう。同時に望郷歌として理解される。

家持の歌が次に詠まれるのは約五ヶ月後の九月二十六日の「放逸せる鷹を思ひて夢に見て感悦びて作る歌」(四〇一一、四〇一五)である。家持のこの間の空白の理由は不明である。天平二十年正月二十九日の郷愁を主題とした連作四首(四〇一七～四〇一〇)は家持の文芸意識を知る上で重要である。続いて国守の任務としての出舉で諸郡を巡行した時の歌(四〇二一～四〇二九)が詠まれており、家持の風土に接した感情が吐露されている。それに続く次の歌二首がある。

鶯の晩く哢くを恨むる歌一首

うぐひすは今は鳴かむと片待てば霞たなびき月は経につつ(四〇三〇)

酒を造る歌一首

ふとのりとこと

あか

中臣の 太祝詞言 言ひ祓へ 賞ふ命も 誰がために汝（四〇三一）

この二首には、年月日の記載はないが四〇三〇番歌の「うぐひす」は鳴くのを待ち兼ねていて二月中旬頃かと推定出来るし、四〇三一番歌の「酒を造る歌」は巻十八の巻頭に出てくる造酒司の令史田辺福麻呂に依頼されて詠んだのか、出拳で巡行の折に酒造家から頼まれて詠んだ祝い歌かわからないが春の歌として詠んだと考えてよいだろう。

(五)

天平二十年の春の三月の二十三日に、左大臣橘家の使者、造酒司令史田辺史福麻呂に、守大伴宿祢家持さけのつかきのさくわんが館にして饗す。ここに新しき歌を作り、併せてすなはち古き詠を誦ひ、おのもおのも心緒を述ぶ。

奈良の海に 舟しまし貸せ 沖に出でて 波立ち来やと 見て帰り来む（四〇三三）

このように巻十八は前巻の巻十七に続いて天平二十年三月から始まり、天平勝宝二年二月、大伴家持の四一三八番歌までの約二年間、一〇七首が収められている。しかし、この巻に作品の脱落がみられるることは承知の通りである。例えば「ここに、明日布勢の水海に遊覧せむと期し、よりて懷を述べ、各作る歌」（四〇三六～四〇四一）の左注に「前の件の十首の歌は、二十四日の宴に作る」とあるが二首脱落している。また「二十五日に、布勢の水海に往くに、道中馬の上にして口号ぶ二首」（四〇四四、四〇五五）と「水海に至りて遊覧する時に、各懷を述べて作る歌」（四〇四六～四〇五一）との左注に「前の件の十五の歌は、二十五日に作る」とあるが、七首脱落している。さらに「越中守大伴宿祢家持の報ふる歌并せて所心三首」（四〇八一～四〇八四）の左注に「右、四首（四日）に使に付して京師に贈り上す」とある。「四首」とみると一首脱落になる。他に「四日」とする説、四月の誤りとする説、四月が落ちたと見る説などがある。

この巻には以上のように脱落がわかるものの外に作歌空白時期がみられるのである。それは天平勝宝元年七月七日（四五二五～四一二七）のあとから十一月十二日（四一二八～四一三一）までの約四カ月間作歌がなかつたことになつてゐる。また、天平二十年四月一日（四〇七二）のあと翌年の二月十五日（四〇七三）までの約一年間の空白がある。これらは實際作歌しなかつたのか疑問に思われるが欠落したとも推定できる。（注6）

このような疑問が生ずるのは、この巻の天平勝宝元年十一月の池主の歌（四一二八～四一三一）の左注に「右の歌の返報歌は、脱漏し探し求むること得ず」とあるように脱落・欠落のある巻であることを理解しておかなければならぬ。

しかし、一方重要な作品がある。家持は「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」（四〇九四～四〇九七）を詠んだ。この四〇九四番歌の中にある「海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ 顧みはせじ」のことばは、大伴氏の言立てとして受けとめることができる。家持は大伴氏の伝統の中に生きており「大君の任のまにまに」と機会あるごとに歌うのである。それは官人としての天皇讃美につらなる家持の意識であり、忠誠心を表すことであつた。

「史生尾張少昨を教へ喻す歌」（四一〇六～四一〇九）は憶良の「感情に反さしむる歌」（八〇〇）からの影響を受けており、「吉野の離宮に幸行さむ時のために儲け作る歌」（四〇九八～四一〇〇）、「橘の歌」（四一一～四一一）、「庭中の花の作歌」（四一一三～四一一五）、「国の掾久米朝臣広縄、天平二十年を以て、朝集使に付きて京に入る。その事畢りて、天平感宝元年閏五月二十七日、本任に還り至る。よりて長官の館に、詩酒の宴を設けて樂飲す。ここに主人守大伴宿祢家持の作る歌」（四一一六～四一一八）などの長歌には「大君は神にしませば」の思想が継承されている。また巻十八の巻末は家持の歌、

荊波の 里に宿借り 春雨に 隠り障むと 妹に告げつや（四一三八）

があり、左注に「二月十八日に、守大伴宿祢家持作る」と記されている。これはこの頃、東大寺その他の大寺や豪族が、私有地拡大のために開墾を行うことが盛んであった。越中においても東大寺の占墾地使が視察に来ていて案内をしていた家持

が雨に降られ、妻に帰れなくなつたと伝えてくれと詠んだ歌であろう。

(六)

卷十九の巻頭は、天平勝宝二年三月一日から三日にかけての歌群があるが、次に三月一日の歌を記す。

天平勝宝二年三月一日の暮に、春苑の桃李の花を眺矚して作る二首

春の園 紅にほふ 桃の花 下照る道に 出で立つ娘子（四一三九）

我が園の 李の花か 庭に散る はだれのいまだ 残りたるかも（四一四〇）

翻び翔る鳴を見て作る歌一首

春まけて もの悲しきに さ夜ふけて 羽振き鳴く鳴 誰が田にか住む（四一四一）

最初の四一三九番歌は、家持が越中國守として迎えた四年目の春の歌である。庭中の桃と李が時を同じくして咲き誇つて
いる美しい景色である。桃の花かげの道に美しい少女を登場させて艶麗な情景をとらえている構図は正倉院蔵の鳥毛立女の
屏風の「樹下美人図」を想像させる。これは中国文学の影響を受けており、曹子建の詩にも「南国に佳人あり、容華桃李の
若し」とある。小島憲之氏（注7）は、「中国の桃李春園の娘子を連想させるが、このへ春の花／も上の詞書にみえる如く
△春苑△の翻訳語出あろう。」と述べている。次の四一四〇番歌は、庭中に散る花を残雪にたとえている。越中の李の花の
白さと雪を対比させているのは効果的である。この歌は旅人の「我が園に梅の花散るひさかたの天より雪の流れ来るかも」
(卷五、八二二)と類似した作品であり影響を受けているのであろう。四一四一番歌は「もの悲しき」と春愁を歌いあげて
いる。そして「夜更けて」と歌うことによつて、前の四一三九、四一四〇番歌の「暮」からの時間的経過を示しているので
ある。聴覚的発想の意味あいの歌である。さらに、「世間の無常を悲しぶる歌」(四一六〇～四一六一)、山上憶良への追和

歌「勇士の名を振るはむことを慕ふ歌」（四一六四～四一六五）、代作歌（四一六九、四一七〇、四一九七、四一九八）、種々の予作歌（四一六三、四一六六～四一六八、四二五四、四二五五、四二六六、四二六七）、依興歌（四一六〇～四一六一、四一六三、四一六四～四一六五、四一六六～四一六八、四一七四、四二一一～四二一二、四二一五四～四二一五五、四二九〇、四二九一）などがある。

卷十九に集中的に歌われているこの予作歌や依興歌は、家持の作歌意欲の表れであり、文芸意識の高揚を示すものと言えよう。

そして巻末は少納言となつて帰京した家持は、今まで頼みにしていた橘諸兄の権力は失墜しており、変つて藤原仲麻呂に政権は移つていた。家持は現実の苦惱を感じていたであろう。

天平勝宝五年二月二十三日と二十五日、家持の最高作品と評価される春愁三首を詠んだ。

二十三日に、興に依りて作る歌二首

春の野に 霞たなびき うら悲し この夕影に うぐひす鳴くも（四二九〇）

我がやどの いささ群竹 吹く風の 音のかそけき この夕かも（四二九一）

二十五日に、作る歌一首

うらうらに 照れる春日に ひばり上がり 心悲しも ひとりし思へば（四二九二）

四二九〇番の「春の野に霞たなびきうら悲し」は佐保の宅のあたりであろうか。この情景はおだやかなものとして映し出されるが、その気持ちは孤独で哀愁を感じる。四二九一番は「我がやどの」と場所を定め、「いささ群竹」と竹が生い茂っている所に夕風が吹いてかすかな音をたてている。その音に家持は耳をすましている。いわば独詠歌である。伊藤博氏（注8）は、「幽玄の美しささえ見せて沁み通る憂愁。隙のない流麗な声調」があると高く評価している。

卷十九は天平勝宝二年三月一日（四一三九～四一四一）の春の歌で始まり、春愁の歌（四二九〇～四二九二）で終わると

いう最も文芸的に価値のある巻であろう。今まで述べてきたことの外に注目されるのは、巻末の左注に、
……ただし、この巻の中に作者の名字を稱はずして、ただ年月所處縁起のみを録せるは、皆大伴宿祢家持の裁作る
歌詞なり。

とある。家持の署名のない歌は皆家持の作であるという。他の巻々と區別しておくべきである。その意味でいえば最も家持の歌日誌と言ふにふさわしい巻であると言えよう。

(七)

巻二十は万葉集の最終巻であると同時に、「家持の歌日誌」の四巻の末尾である。この巻の巻頭は、「山村に幸行しし時の歌二首」(四二一九三～四二一九四)で元正上皇と舍人親王の唱和歌である。元正上皇の歌を巻頭においたのは天皇という身分的意味あいからであろうか。

この巻二十の特色は九三首の防人歌を収載し、さらに作者名を記録している。天平勝宝六年四月家持は兵部少輔に任命されたので、以前から東国民衆の歌に関心を持っており防人歌を集めたのであろう。家持が天平勝宝七年の「諸国の防人等の歌」に直接かかわったことは「昔年の防人歌」(四四二五～四四三二)の左注に「主典刑部少録正七位上磐余伊美吉諸君抄写し、兵部少輔大伴宿祢家持に贈る」とあることや「三月三日に、防人を検校する勅使と兵部の使人等と同じく集ひて飲宴するに作る歌三首」(四四三三～四四三五)の左注に「右の二首、兵部使少輔大伴宿祢家持」とあることから推定できる。

東国十カ国の防人部領使たちは、難波に到着すると防人たちに歌を提出させた。進上された歌は一六六首、その中万葉集中に収録した歌は半数近い八十四首であり、残り八十二首は切り捨てられたのである。諸国の状況は次の通りである。

上野	信濃	下総	下野	常陸	上総	駿河	相模	遠江	国名	上進月日	防人部領使名
日 二月二十三	二月二十二	二月十六日	二月十四日	二月十四日	二月九日 (實際は九日)	二月七日 (守、從五位下布勢朝 臣人主)	二月七日	二月六日	史生、坂上朝臣人上	上進月日	防人部領使名
野君駿河 大目、正六位下上毛	佚名(途中にて病を得て来らす)	少目、從七位下県 犬養宿弥淨人	正六位上 (據?) 田口朝臣大戸	大目、正七位上息長 真人國島、	連沙弥麿	少目、從七位下茨田	守、從五位下布勢朝 臣人主	臣宿奈麿	守、從五位下藤原朝	上進月日	防人部領使名
二二	二二	三三	一八	一七	一九	二〇	八	一八	一八	進上歌数	進上歌数
八	九	一一	七	七	六	一〇	五	二一	二一	拙劣歌数	拙劣歌数
四	三	一一	二	一〇	一三	一〇	三	七	七	取載歌数	取載歌数
三三・四	二五・〇	五〇・〇	六一・一	五六・八	六八・四	四三四七、四三五九、短歌 十二人各一首、父の歌一首	三七・五	三八・九	三八・九	取載率	取載率
四人各一首	四四〇四、四四〇七、短歌	三人各一首	四三七八、四三九四、短歌	四三七三、四三八三、短歌 十一人各一首	四三六三、四三七二、短歌 三人各二首、短歌三人各一首、長歌一人一首	四三三七、四三四六、短歌 十人各一首	七人各一首	四三二一、四三三〇、短歌	四三二一、四三三七、短歌	備考	備考

武藏 日	二月二十九 據、正六位上安曇宿	一一〇	八	三	六〇・〇	四四一三〇四四二一四、短歌十二人（内、妻六人）、各一首
計		一六六	八二	八四	五〇・六	八四二（長歌一、短歌八三）、防人の歌七七、父の歌一、妻の歌六

また、「昔年に相替りし防人が歌一首」（四四三六）は上総国大掾、大原今城によつて伝誦・披露されたものであるが、年時・作者名は不明である。

卷二十の最後の歌は、

三年春正月一日に、因幡国の庁にして、饗を国郡の司等に賜ふ宴の歌一首、

新しき 年の初めの 初春の 今日降る雪の いやしけ吉事（四五一六）

右の一首、守大伴宿祢家持作る。

である。同時に万葉の終焉歌もある。万葉集は、この天平宝字三年正月一日の歌で終っている。（注9）

（八）

卷十七から卷二十の四巻について卷々の特色を考えながら述べてきた。家持の歌日誌といわれる四巻は、まず卷十七の天平十八年橘諸兄の歌（三九二二番）から始まり、「酒を造る歌」（四〇三一番）で終わっている。この歌には問題があるが、春の歌とみなしてよいだろう。卷十八は天平二十年春三月の歌で始まり、家持の四一三八番、二月十八日の春歌で終わっている。

そして卷十九は天平勝宝二年三月一日の春歌で始まり、二月二十三日、二十五日の春愁三首で終っている。最後の卷二十は春の歌ではないが、天皇（上皇）の歌で始まり、天平宝字三年春正月一日の家持の歌で終っている。正月の雪は豊年の兆であるという。年賀における農事予祝の春歌である。『万葉集』末四巻はことごとく春歌で始まり春歌で終るという編纂意識があり、春の祝祭の時であるという考え方になっていたのであろうと推定できる。

注1 「家持歌の日付について」『国語国文』六十巻十一号

注2 加藤静雄氏「『万葉集歴日記載の問題点』『美夫君志』二十六号）の調査より抜粋して引用した。

注3 （注1）に同じ。

注4 「家持の追憶（下）－『歌日記』の形成」「文学」昭和四十一年七月

注5 『万葉集全注』第巻十七 橋本達雄著

注6 小学館、日本古典文学全集『万葉集』巻十八の頭注

注7 「万葉集と中国文学との交流－その概観－」（『上代日本文学と中国文学』下、所収 昭和三十九年培書房）

注8 「春愁」（『万葉集歌人と作品』下、所収 昭和五十年培書房）

注9 川崎庸之、北山茂夫両氏の政治的理由による天平宝字三年擲筆必然説、鴻巣盛広・小島憲之・沢瀉久孝・尾崎暢煥の各氏、および小学館本万葉集などの祝言性理由による擲筆必然説、川口常孝氏の意図的理由による擲筆必然説、中西進氏の歌日記筆録の家持非単独の擲筆必然説。

また、久松潛一博士の天平宝字三年の編纂整理による偶然終焉説、吉沢義則氏は偶然の終焉であるとするが理由不明。土屋文明氏は制作力衰退による擲筆偶然説、山田孝雄博士、藤田寛海氏は家持死後官没による偶然残欠説。伊藤博氏は歌日記巻頭歌群（巻一巻頭歌を含む）と呼応させるため天平宝字三年の「新しき年の始の……」賀歌で切斷した説などがある。

拙稿「万葉以後の家持」（『万葉の争点』所収 上代文学会編）